平成２２年（再ロ）第１号
長野県上田市中央北２丁目８番17号　遠藤アパート３号
再生債務者　布施　邦明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年６月17日まで
平成22年５月27日　長野地方裁判所上田支部
平成２１年（再ロ）第６号
福島県白河市北中川原55番地117　本多方
再生債務者　本多　四郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年６月24日まで
平成22年５月27日
福島地方裁判所白河支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０２０５号
茨城県ひたちなか市平磯町1614―１
再生債務者　根本　久代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月24日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再ロ）第８号
埼玉県草加市長栄町519番地２　エクレール草加203
再生債務者　武中　通利
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月24日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
平成２１年（再ロ）第１１０号
大阪府守口市藤田町１丁目52番６号
再生債務者　柴田　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再ロ）第１６号
大阪府枚方市香里ケ丘６丁目10番地の９
再生債務者　武田　昂輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再ロ）第２号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1641番地の70
再生債務者　枡井　利男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月24日　奈良地方裁判所五條支部
平成２１年（再ロ）第４号
兵庫県西宮市甲陽園東山町５番45―102号
再生債務者　江口みゆき
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月25日　神戸地方裁判所尼崎支部
平成２１年（再ロ）第１３号
香川県仲多度郡多度津町西港町110番地
再生債務者　塩田　輝美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月25日　高松地方裁判所丸亀支部
平成２１年（再ロ）第７号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野80番地９
再生債務者　佐藤　　茂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月25日　秋田地方裁判所大曲支部

厚生年金基金変更公告

ウシオ電機厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　神奈川県横浜市青葉区元石川町6409番地
2．旧事務所の所在地　東京都千代田区大手町２丁目６番１号
3．変更年月日　平成22年６月１日
平成 22 年６月２日
ウシオ電機厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第１号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年６月２日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）
平７中一第901号
⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
平７高一第939号
⑶　小学校教諭二種免許状
平16小二第126号
2　授与年月日及び授与権者
⑴　平成８年３月23日　千葉県教育委員会
⑵　平成８年３月23日　千葉県教育委員会
⑶　平成17年２月１日　千葉県教育委員会
3　氏名及び本籍地
伊原　宏和　千葉県
4　失効年月日
平成22年３月23日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年６月２日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
⑴　中学校教諭一種免許状（理科）
平８中１第12005号
⑵　高等学校教諭一種免許状（理科）
平８高１第12007号
2　授与年月日及び授与権者
⑴　平成８年３月31日　東京都教育委員会
⑵　平成８年３月31日　東京都教育委員会
3　氏名及び本籍地
森下　栄治　東京都
4　失効年月日
平成22年５月19日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年６月２日　　福岡県教育委員会
1　免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日
小学校教諭一種免許状、昭53小一普第17号、長崎県教育委員会、昭和54年３月26日、山口県、岩田　　弘、平成22年５月12日
2　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

訂正をさせる公告

訂正事項
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月八日
掲載頁　一〇二頁（号外第一四四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月二十日
掲載頁　九十二頁（号外第一七七号）
平成二十二年六月一日
東京都千代田区有楽町一丁目二番一号
（甲）Ｇ―ストック証券株式会社
代表取締役　田中　真人
名古屋市中区栄二丁目四番三号
（乙）株式会社セントレード
代表取締役　松田　文和